法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-21

外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動 ： 主に川崎からの視点として

塚島，順一

(出版者 / Publisher)
法政大学大学院
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies
(巻 / Volume)
79
(開始ページ / Start Page)
137
(終了ページ / End Page)
154
(発行年 / Year)
2017-10-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00014293

外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動
――主に川崎からの視点として――

国際文化研究科　国際文化専攻
博士後期課程 3 年　塚島順一

はじめに

外国人登録法（または外登法という）の指紋押捺制度の制定とその後の変遷については次のように言われている。1952 年 4 月 28 日のサンフランシスコ平和条約発効で日本は主権を回復したが、「日本政府は、朝鮮人及び台湾人は、平和条約発効の日をもって日本の国籍を喪失（外国人となる）として、国籍選択の道を開かず一律に外国人としてしまった」。同じ 28 日に外国人登録法が成立して指紋押捺制度も制定された［神奈川県自治総合研究センター(1984),pp.32-35］。指紋押捺制度の制定当時について、大阪市職員労働組合（以下「大阪市職」という）は「法務省の発表によれば、意識的に拒否した者は 1956 年秋に 263 名あり、そのほとんどが在日朝鮮人・韓国人であった」。そして、告発・起訴された中で懲役 4 カ月執行猶予 2 年という判決もあり、「拒否者に重い刑事罰を課すことによって、すべての在日朝鮮人・韓国人を弾圧し、『指紋押なつ』を強制した」。「当時の日本国民は、在日朝鮮人・韓国人のおかれている立場を理解し、連帯し、闘ったとは言えない状況にあった」と指摘した。［大阪市職(1985),p.5］

朝日新聞によれば、47 年、米軍占領下で施行された外国人管理令では写真だけで外国人を確認していた。ところが、「外国人登録をすれば米の配給が受けられたため、登録証の変造、偽造が後を絶たず」、また「朝鮮半島からの密入国」も多かった。そのため、「戦後の混乱期に、治安維持の観点から外国人を正確に把握する必要にも迫られていた」。しかし、在日朝鮮・韓国人の反発があり、実際の指紋押捺制度の運用は 55 年からとなった。その後、58 年に最初の法改正があり、それまで 60 日以上日本に滞在する外国人に指紋押捺義務があったが、滞在 1 年未満の外国人は免除となった。71 年に、指紋に関する政令改正があり、それまで再交付などの際に 10 指の指紋が必要であったが、指紋押捺は原則として左手人さし指の 1 指となった。さらに、82 年 8 月に、外国人登録法を大幅に改正し、①指紋押捺義務年齢を 14 歳から 16 歳に引き上げ、②登録切り替えを 3 年から 5 年に延ばし、③指紋押捺を拒否した場合の罰金を 3 万円から 20 万円へ引き上げる一方、登録証明書（以下「登録証」という）を持っていない不携帯については懲役、禁固罪を削除した。［850520A］当時の登録証の常時携帯義務については、「日本に在留する外国人は上陸の日から 90 日以内、日本で出生等により外国人となったときは、その日から 60 日以内に外国人登録をしなければならないとなっている（第三条）。16 歳以上の外国人は、常に登録証明書（外国人手帳）を携帯していなければならず（第一三条）、在日韓国・朝鮮人に『犬の鑑札』と蔑称されている」。指紋押捺については、「日本人は犯罪の被疑者以外には指紋をとられておらず、指紋をとる方法もインクをベッタリとつけ、係員が手を添えて指を回すようにしてとるため、外国人にとって精神的な屈辱感を与えている」ということだった［神奈川県自治総合研究センター(1984),pp.35-36］。そして、85 年は、多くの在日外国人が登録証の切替交付の手続きをする年でもあり、多数の在日外国人が指紋押捺を拒否あるいは保留する事態になった。

（1）先行文献について

田中宏(1995)は日本の指紋押捺制度の歴史変遷を示した。先ず、52 年 4 月 28 日の外国人登録令廃止と外国人登録法制定から 82 年改正までの経緯が示されている。そして、60、70 年代でも指紋押捺拒否者が少数いたことを示し、80 年 9 月に指紋押捺を拒否した韓宗碩が「日本人に見えた第一号」であると指摘した。大量切替えの年であった 85 年 5 月に「黒インク」が「無色の薬液」に「回転指紋」は「平面指紋」に変更され、さらに、87 年の改正では指紋押捺は一回限りとなった。指紋押捺拒否者の裁判では、被告人が逆に指紋押捺制度を問うて、「日本政府を〝告発〟」した。しかし、89 年、昭和天皇の逝去にともなう「恩赦」には「指紋不押捺罪」と「登録証不携帯罪」も対象となった。「その結果、当時公判中だった 34 人（1 人は不携帯罪）はすべて『免訴』となり、それまでの違憲を争う手段を奪われた」。その後、91 年 1 月の海部首相訪韓時の「日韓覚書」

によって、2 年以内に指紋押捺制度の廃止が決まった。92 年 6 月の外国人登録法改正（93 年 1 月 8 日施行）で、永住者および特別永住者に限り、指紋押捺制度が廃止された。代わりに「署名」および「家族事項」の登録が採用されたと述べた。[田中宏(1995),pp.77-100]

川崎地方自治研究センター(2004)は資料集であり、85 年 2 月 23 日に川崎市の伊藤三郎市長が行った「指紋押捺拒否者不告発」宣言を取り上げた。そこで、80 年に新宿区役所で指紋押捺拒否を宣言する人がマスコミに取り上げられて、「再び在日韓国朝鮮人や中国人の間にこの制度に対する反発を呼び起こし、拒否者が続くようになる」と拒否者の増加した理由を示している。市長の「不告発」宣言に至る経緯として、川崎市の秋山・元市民局長は、85 年の「2 月 20 日頃の市の幹部会議で突然市長の不告発の指示があった」。「当初は庁外の人たちとの連携の中で不告発の方針を固めたようである」と述べている。これについて、82 年の自治労第 77 回中央委員会における「外国人登録法の抜本的改正」の方針決定と『月刊自治研』（1984 年 2 月号）への自治労政治局寄稿に触れて、「自治労政治連盟の有力幹部である伊藤市長の、この政治方針への関与は否定できない」とある。また、同誌に所収された「外国人登録事務担当者匿名座談会」と、沢井勝の「機関委任事務としての外国人登録」という論文が紹介されている。そして、「伊藤市長の全国初の不告発表明はかなり以前から川崎市とは別なところで周到に検討され、全国的な視野で展開するものとして、川崎市が口火を切り国会議員が国政レベルで支援するとともに、革新首長の自治体が続くというシナリオで実行されたものではないかと推測される。事実、川崎市の不告発表明の後、当時の革新市長会に参加していた首長の不告発の動きが続いた」。また、不告発は「国（法務省・警察庁）と自治体の対立と言う大事件であった」。「議会もオール与党となりつつあった伊藤市政 4 期目の安定政権下に初めて出来たことだと、改めて確信した」と述べている。資料集には他に、85 年 2 月 23 日以降の各社の新聞記事がかなりの頁を占め、『地方自治通信』の記事 2 編も所収されている。そのうちの 1 編が「指紋押捺問題と自治体・その後」[1]であり、その中に資料「指紋押捺問題・1985 年の動き（作成・佐藤信行）」という年表が載っている。ただし、85 年 2 月 23 日から 11 月 27 日と期間が限定されており、出展の記載がない。

（2）本稿の目的と構成

本稿の目的は、80 年代、特に 85 年までの外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動を主に川崎からの視点で明らかにすることである。

なぜ川崎からの視点かと言えば、第一に、71 年に革新系の伊藤三郎川崎市長[2]が誕生した川崎市は、川崎方式という先端的な在日外国人施策などを打ち出してきた[川崎市編(1997),p.490,p.600]。先行文献でもあるように、外国人登録証の大量切替えの年である 85 年になって、川崎市は 82 年に指紋押捺を拒否した川崎市在住の在日韓国人李相鎬青丘社主事の 3 年の時効が近くなり、警察から自治体の立場を 2 月 23 日までに明確にするように打診されていた。それに対して、2 月 23 日に川崎市長は指紋押捺拒否者の不告発宣言を行い、これが他の自治体にも波及していった。そして、こうした状況に対抗する形で 85 年 5 月に警察は李相鎬の逮捕に踏み切った。これらがマスコミに大きく取り上げられ、さらに集団で指紋押捺を拒否するなど、改廃運動が盛り上がることになった。不告発宣言と 5 月 14 日の法務省通達に絡み、川崎市と国は対立関係に至ったが、この対立緩和に川崎市はやはり独自の道をとった。

第二に、川崎では川崎教会李仁夏牧師が設置した社会福祉法人青丘社を基盤に、「日立闘争」をきっかけにできた民族差別と闘うネットワークがあり、指紋押捺制度等の改廃運動でも、指紋押捺拒否者を支援する形で「李相鎬さんを支える会」や「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」という李仁夏牧師を代表とする市民運動体ができていた。これに、指紋押捺等の外国人登録事務を担当する川崎市職員を組合員として擁していた川崎市職労が連携しながら改廃運動がなされたことが特徴的である。川崎市職労は市民運動体を介して、民団および朝鮮総連の両民族団体との連携を模索することを可能にした。川崎市職労の上部団体である自治労は総評、社会党、朝鮮総連との間の強い連帯下で改廃運動を進めることを中央の方針としていた中で、なぜ川崎ではこうした運動形態をなし得たか、川崎の多民族共生発展にも関わる本稿での大きなテーマである。本稿では扱わないが、実際、この改廃運動が起点となり、80 年代後半の川崎市の外国人採用問題などでも、川崎市職労と民闘連が連携して市当局と交渉することになった[加藤恵美(2000),p.26]。

そして、最後に、川崎で指紋押捺を拒否した姜博や李相鎬はどちらも在日韓国・朝鮮人多住地域において民

族差別と闘う教育実践をすすめている青丘社・桜本保育園の主事であって、李仁夏の部下であった。そして、「在日」としてこれからも日本で生活していくということを前提に、政治手段を持たない自分達や子孫のために、良心的不服従を訴え、裁判で闘う道を選んだ。李相鎬逮捕は地域の在日韓国・朝鮮人らの抗議行動を呼び、さらに指紋押捺拒否者を増加させることになった。

以上のように、川崎市の不告発や李相鎬の逮捕がマスコミに大きく取り上げられ、国内外に大きな反響を生んだことだけでなく、川崎の多民族共生の発展を理解するために、在日韓国・朝鮮人が「在日」として生きるための闘いであった改廃運動を川崎からの視点で明らかにすることの意義は大きい。

本稿の構成は、1 章で、姜博が川崎で市職員山田貴夫の前で指紋押捺を拒否した経緯を示す。2 章は、本改廃運動で重要な役割を果たした川崎市職労の山田貴夫および川崎教会の李仁夏牧師と、彼らが関係した市民運動体について説明する。3 章は、本稿に登場する 80 年代初期の指紋押捺拒否者の一覧を示し、その中で、改廃運動で象徴的な存在になった青丘社・桜本保育園李相鎬主事が指紋押捺拒否に至る経緯を示す。4 章は、李相鎬が指紋押捺を拒否した後、山田貴夫が川崎市職労定期大会に「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて―決議（案）」を提出して決議されたこと、その後の川崎市職労の動きを示す。5 章は、川崎市職労との比較のために、上部団体自治労および大阪市職の「外国人登録法の抜本的改正の取り組み」を示す。6 章は、李相鎬が指紋押捺を拒否したことを契機にできた「李相鎬さんを支える会」の活動を示す。7 章は、川崎市長不告発宣言と李相鎬逮捕の後の反響や経緯を商用新聞の記事から川崎を中心にまとめる。ここでは特に、川崎市が取った選択が見られる。8 章は、指紋押捺拒否者が増加したことにより、「李相鎬さんを支える会」から変った「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」を通して、李相鎬逮捕の様子、李相鎬逮捕後の川崎の状況を見るとともに、李相鎬や支援者の主張などを示す。9 章は、指紋押捺制度（機関委任事務）では国に代わって川崎市を指導する立場にあった神奈川県の動向を示す。最後の 10 章で全体をまとめる。

1．川崎の最初の指紋押捺拒否者と一人の川崎市職労組合員

川崎市川崎区田島支所で外国人登録を担当していた市職員山田貴夫の目の前で、1981 年に青丘社・桜本保育園主事の姜博が指紋押捺を拒否した。これは民間テレビ局が「在日」の問題で指紋押捺義務を取り上げることになり、「たまたま登録証明書を汚損していた姜さんが再交付申請に区役所を訪れ、指紋押捺制度の問題を指摘」し、それに対して、担当の山田が法制度を説明するというシナリオが考えられていた。しかし、姜は大島支所で「突然指紋押捺を拒否した。何故なら指紋制度の不当性を指摘しておきながら最後には指紋を押してしまう姿をテレビで放映されたときに、『在日』の子どもたちはどのように受けとめるかと思うと彼は『負け犬』の姿をさらすわけにはいかなかった」。[山田貴夫(2007),p.76]

姜博は 82 年 6 月 7 月に岡山地裁に出した「意見陳述書」で次のように述べている。81 年 10 月 27 日に、姜は川崎区役所田島支所で、新しい外国人登録書を交付された際に指紋押捺を拒否したとして、田島支所が告発し、岡山県の児島警察署が書類送検し、そして児島区検が起訴した。その結果、姜は罰金 1 万円の略式命令を受けたが、正式裁判で争うことを選んだ。その理由は「弱者に対する有無をいわさない公権力の濫用であり、弱者の人権を切り捨てる行為であり、断じて承服できない」こと、役所、警察、検察庁を通じて「法そのものを問わなければならないと示唆」されたこと、第三に在日朝鮮人の現状を考えると「一個人の問題に帰することはできない事柄」であるからである。「我が子も含め、多くの同胞の子供達の将来の為にも、指紋押捺制度の不当性と差別性を見逃すことはでき」ず、指紋押捺拒否は「日本社会の中で、韓国人として、人間として生きていきたいという欲求であり、決して二度とみじめであった、オドオドした日本人のふりをする生活に戻ることがない為の正当な人間としての拒否であり、主張である」と述べた。[姜博(1982)]

山田は姜の第 8 回公判（83 年 5 月 27 日）で、証人として「本人かどうかは顔（写真）で判断できる。指紋照合は専門的な技術を要し、教わったことのない一般職員には指紋で本人かどうか確認できない」[神奈川新聞社社会部(1985),p.241]と証言した。

2．日立闘争から民闘連へ

山田貴夫は慶応大学時代にベ平連で活動しており、70 年 12 月に始まった朴鐘碩が原告であった「日立製作

所の民族差別に基づく就職差別に対する裁判支援闘争」（以下「日立闘争」という）の支援組織である「朴君を囲む会」に参加していた［山田貴夫(1998),p.91]。「朴君を囲む会」は慶応大学ベ平連の仲間と在日大韓キリスト教川崎教会の李仁夏牧師や崔勝久などが組織したものであった[朴君を囲む会(1974)]。山田は裁判継続中の72 年に川崎市市役所に就職した[山田貴夫(1998),p.92]。82 年に李相鎬が指紋押捺を拒否した時は、田島支所で住民登録の担当に変り、近くで見ていた [3]。なお、山田は日立闘争後にできた関東民闘連（李仁夏が共同代表）の会員でもあった[民闘連ニュース(1980),p.3,p.66]。

李仁夏は 69 年に川崎市川崎区にある在日大韓基督教会川崎教会に保育園を開園し、74 年 2 月には社会福祉法人青丘社・桜本保育園として認可保育園にした[川崎教会歴史編纂委員会(1997),p.192,p.201,p.202]。李仁夏は桜本保育園の園長であり、姜博や李相鎬の上司であった。また、李相鎬は川崎教会の執事でもあった [4]。日立闘争以後に各地に広がった「地域運動の取り組みは、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）というネットワーク型の緩やかな連合組織によって結ばれる」ようになったが、「民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され」、李仁夏が共同代表に、裵重度が事務局長に就いた。[水野・文(2015),p.183]。李仁夏は 75 年から 93 年まで、民闘連の全国代表[李仁夏(2006),p.228]を務め、民族差別と闘う市民運動のリーダーとして活躍していた。また、後述する 2 つの「支える会」の代表となり、指紋押捺制度反対の市民運動も主導していた。

民闘連は 83 年 11 月 5 日に『外国人登録法と指紋制度』という冊子を発行し、そこで次のように言っている。「指紋を押すのはもういやだ」という声が日増しに高まっている。指紋押捺制度は在日韓国・朝鮮人を犯罪者扱いするものであり、「ついにここへ来てガマンの限界にまでいたった」。そして、在日韓国・朝鮮人は「外国人登録法によって一挙手一投足を管理され」、なかでも「常時携帯義務・指紋押なつ義務・過大な罰則は早急な改善を求められている」と訴えた。「いまや在日韓国・朝鮮人は協定永住および特例永住によって『在日』しつづけることがいっそうはっきりしてきている。『在日』を前提とした在日韓国･朝鮮人のありようを考えるとき、地域社会に共に生き、不合理に対しては共に闘うことが課題となる」と述べた。[民族差別と闘う連絡協議会(1983),pp.2-3]

３．初期の指紋押捺拒否者と李相鎬について

1980 年からの指紋押捺拒否者を月刊自治研(1984)から抜粋・修正 [5] して表 1 に示す。表 1 にある名前は拒否順 3、4、5 以外は本稿のどこかに登場する。拒否順 7 が姜博である。ここでは、拒否順 16 の李相鎬について、簡単に取り上げる。

李は事業家の家に生まれ、九州の小倉で育ち、県立小倉高校に進学した。高校 2 年生の時、母親が通っていた崔昌華牧師（拒否順 2 番目）の「在日韓国基督教小倉教会」に通うことになり、ハングル文字を学び始めた。高校を卒業して 2 年後の 77 年に、明治大学に入学した。その年に「在日韓国基督教川崎教会」の敷地にあった社会福祉法人青丘社・桜本保育園を訪れ、ボランティアとして青丘社の学童保育の子供を任されることになった。81 年 10 月 27 日に青丘社の姜博主事が指紋押捺を拒否し、李はこのことを青丘社の事務所で知った。姜は 11 月に川崎区役所田島支所から告発された。その後、姜は岡山に転居した。李は川崎教会の李仁夏牧師から姜博の後任に誘われ、青丘社主事となった。[神奈川新聞社社会部(1985),pp.6-30] 李は 82 年 8 月 7 日に田島支所で指紋押捺を拒否した。川崎で姜博が拒否したことが、「この問題を自分の問題として深く考えさせる契機となった」。李は川崎の在日韓国・朝鮮人多住地域において民族差別と闘う教育実践をすすめている。指紋押捺拒否に際して、在日韓国・朝鮮人の三世、四世の子供たちを見ながら、一つは、「指紋押なつなどの屈辱的な制度によって、朝鮮というものを『負い目』として認識させてはならないということ」、二つ目は、李が「子供たちやその親たちに対して、『本名を名のろう！』『朝鮮人として胸を張って生きよう！』と語りかけていっているからには、自らも親や子供たちの闘いに答えていく必要がある」と思った。[月刊自治研(1984),pp.14-17]

表１．1980 年から初期の指紋押捺拒否者一覧（抜粋）

拒否順	氏名	拒否場所	拒否年月日	国籍	年齢	職業
1	韓宗碩	東京都新宿区	80.09.10		52	会社員
2	崔昌華	北九州市小倉北区	80.11.18		52	牧師
3	崔善愛	同上	81.01.09		22	学生
4	崔善恵	同上	81.01.12		16	高校生
5	金貞女	同上	81.04.09		51	主婦
7	姜博	川崎市川崎区	81.10.27		26	会社員
14	梁容子	大阪市東淀川区	82.07.16		31	自営業
16	李相鎬	川崎市川崎区	82.08.07		26	団体職員
17	李敬宰	大阪府高槻市	82.08.07		26	団体職員
18	辛仁夏	横浜市港北区	82.08.11		15	中学生
23	朴愛子	大阪市生野区	82.08.28	朝鮮籍		主婦
26	キャサリン・森川	神奈川県大和市	82.09.09	米国	32	大学講師

４．川崎市職労の動き

李相鎬が指紋押捺を拒否した後、1982 年 9 月 21 日、22 日の第 44 回川崎市職労定期大会で、山田貴夫は川崎区役所支部代議員として、「外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて―決議（案）」を提出して決議された。決議には、「西宮市では、指紋を取る側も『不愉快』であるとして、……外国人登録法事務従事者一同が西宮市職労本部に対し、1982.6.25 外国人登録事務取扱手当の廃止と、指紋押捺制度廃止に向け、取組むよう要望書を提出し、それを受けて、西宮市職労は、市当局、自治労本部へ取組むよう要望書を 1982.7.1 提出しました」。「川崎市職労も西宮市職労の起き上がりを支持し、在日朝鮮人をはじめとする差別、偏見を打破し、地域住民の基本的人権の立場に立って、川崎での具体的な闘いを支持するため、外国人登録法の指紋押捺制度廃止と告発の保留を、市当局、並びに自治労本部へ積極的に働きかけること、右、決議する」とある。

82 年 12 月 25 日の『川崎市職労』第 739 号には、「外人登録『指紋押捺制度』廃止求め学習会」という井沢正勝自治体政策部長が書いた記事が載っており、12 月 15 日開催の市職労の学習会で、李仁夏は市職労が取り組み始めたことを評価するとともに、市の職員にも「共に立ち上がって欲しい」と訴えた。また、李相鎬は「……押捺拒否したことは大変きついことだ。住民の権利を守るのが自治体に働く人達の責任だと思う。私の人権を守って欲しい」と表明した。この後、指紋押捺制度廃止へむけて市職労の取り組み強化を確認した。

83 年 7 月 10 日の『川崎市職労』第 751 号には「外国人登録法　是正へ市議会請願」について、次のように書かれている。市職労、朝鮮総連川崎支部、民団川崎支部は 6 月 30 日、「指紋押なつ制度や外国人登録証の常時携帯義務などの廃止、是正を求めるそれぞれの請願書を同時に川崎市議会に提出した」。市職労は「市議会への請願運動を推進している『李相鎬氏を支える会』を支援する立場で請願に向けて努力してきた」。「在日外国人の多くが在日朝鮮人、在日韓国人であることから、支える会を通して朝鮮総連、民団にも呼びかけ共同請願を追求してきた。しかし、相方の組織の違いなどから全的一致が見られなかったため」、「市職労、総連、民団がそれぞれの請願書を作り、同時に提出することで合意に達し今回の請願となった」。

ここでも川崎市職労と「李相鎬さんを支える会」（以下「支える会」という）との連携の強さが見られ、支える会を通して朝鮮総連、民団と請願の調整を行っていた。

支える会主催「外国人登録法に関する連続学習会」のビラによれば、11 月 22 日に第一回目として「指紋を取るのはもうイヤだ！　外国人登録行務の実態」という講義が川崎市立産業文化会館であった。講師は川崎市職労の山田貴夫とある。このビラには、11 月 27 日に大阪で民闘連主催の全国決起集会が予定されていることも書かれていた。連続学習会の他の案内には、84 年 2 月 26 日に崔昌華の再入国訴訟代理人今村嗣夫弁護士の講義が記されていた。[支える会(1984),p.31] このように、各地の運動の間でネットワークが作られていた様子

が分かる。

山田は学習会の講義で、1945 年以降の歴史、外国人登録の実態、指紋の問題について話した。その中で、指紋による本人確認は法務省と警察だけで可能であると説明した。[同,p.50]

5．自治労と大阪市職

ここでは外国人登録法の抜本的改正の取り組みについて、後で川崎市職労との比較を行うために、自治労と大阪市職を取り上げる。

（1）自治労

月刊自治研(1984)によれば、全日本自治団体労働組合（以下「自治労」という）は、地方自治体窓口で外国人登録事務を担う労働者として、1982 年より外国人登録法の抜本的改正への取り組みを開始した。82 年 6 月 25 日、「外国人登録事務取扱手当」の廃止をきっかけとした西宮市職労、9 月 10 日に大会方針化した大阪市職、9 月 21 日に大会決議した川崎市職労など単組段階での取り組みがあった。中央本部はこうした動きを受けて、9 月と 10 月に朝鮮総連と協議し、11 月 30 日、12 月 1 日の第 77 回中央委員会で外国人登録法の改正や「告発留保」への取り組みなどを方針化した。83 年 2 月 2 日に朝鮮総連から「支援要請」もあり、3 月の臨時大会で自治体決議の推進と対策会議の開催を確認した。5 月には、在日韓国青年同盟からの問題提起、大阪市職からの報告を受けた。5 月 27 日、28 日の第 78 回中央委員会で朝鮮総連と協力しながら取り組むことを確認した。8 月の第 44 回定期大会で特別決議、自治労全体の問題として認識された。自治労の取り組むべき課題は次の通りである。[月刊自治研(1984),pp.2-8]

・外国人登録法の根本的改正
・指紋登録制度や登録証常時携帯義務の廃止に重点
・自治体議会での決議、指紋押捺拒否者の不告発
・指紋押捺拒否者への弾圧反対・連帯・支援
・総評、社会党や民主団体、学者、文化人に拡げた国民運動
・84 年、85 年の多くの人が更新する時期を運動の節との位置付け
・外国人登録業務の改善
・在日朝鮮人との交流・理解、朝鮮人差別問題への取り組み強化

また、外国人登録事務担当者匿名座談会「治安管理の手先にならないために――恐るべき外国人登録職場の実態」[月刊自治研(1984),pp.27-47]には、担当者 A（司会）、B、C、D と上林得郎が出席した。そのうち B が川崎市職労の山田貴夫であることを確認している [6]。座談会では、警察による不特定多数の閲覧と名簿作り、公安調査庁によるねらいを定めた調査、税務署による所在確認など、公権力の存在を明らかにした。それに関連して、B は県との担当者会議での結果、警察からの「電話照会に一切応じない」ことになったと述べた。また、本人確認については、指紋でなく写真を用いていると説明した。A は 82 年 10 月 1 日に復活するまでの約 10 年間、指紋原紙の省略という通達が出ていて、法務省サイドでは指紋による本人照合がなされていなかったと指摘した。そして、「外国人登録法の問題を社会的に浮き彫りにしていく作業を自治体労働者は先頭を切ってやっていかなければならない」。「自治労に大きく期待する」と述べた。

（2）大阪市職

1985 年 2 月 6 日の「外国人登録法抜本改正をもとめる大阪市職集会『指さきからの反乱』基調報告」[大阪市職(1985)]で次のように述べている。

国は、「登録申請者の同一人性を確認するには指紋照合が不可欠」としているが、「鑑識など専門技術をもたない自治体の窓口では、指紋による本人確認は不可能であり、顔写真で確認を行っている」。また、84 年 5 月 22 日、姜博の岡山地裁での裁判で、証人に立った法務省の亀井前外国人登録課長は、「法務省自身全般的な指紋照合を行っていない」ことを明らかにした[同, p.5]。

毎年、外国人登録法違反事件（不申請事犯と登録証不携帯）で 1 万人近い在日朝鮮人・韓国人が犯罪者として送検されている。例えば、80 年に送検された外国人 8404 人中、在日朝鮮人・韓国人が 7295 人であり、不申請が 3114 人で、不携帯が 3761 人、などであった。歴史的、人権擁護の観点からも、大阪市職は総評、自治

労、日朝国民会議などに結集し、「日朝・日韓人民連帯」の立場から、外国人登録法改正を要求する。[同, pp.6-8] そして、大阪市職の当面する具体的な取り組みは、「『外国人登録法の抜本的改正』を求める総評・社会党・日朝国民会議による全国的な運動に最大結集する」。また、12 万人の在日朝鮮人・韓国人が住み、「その動向が全国的な影響をおよぼす大阪市」で、大阪地評・日朝共闘の取り組みに結集するとした。[同,pp.14-15]

85 年の第 16 回部落解放夏期講座で、大阪市職が講演を行い、大阪市職の具体的な取り組みを次のように述べた。大阪市職では、82 年 9 月 10 日の第 37 回年次大会において、「外登法抜本改正、押捺拒否者を告発させない、自治労へのとりくみ要請」を決議し、外国人登録事務手当の返上闘争に取り組んでいた西宮市職労、また川崎市職労と連携して、自治労に対して取り組みを要請した。その結果、11 月、自治労第 77 回中央委員会で、外登法抜本改正の方針が決定され、83 年 8 月の第 44 回定期大会で、外登法抜本改正と指紋押捺拒否者支援を決議し、10 月に法務省へ申し入れを行った。[徐正禹ら(1985),p.268]

6．李相鎬さんを支える会

「李相鎬氏を支える会ニュース」[7]創刊号（1982 年 10 月 12 日）には、1982 年 9 月 16 日の支える会の結成集会について示されている。そこで、李相鎬が指紋押捺拒否について「子供達の人権に、“人間らしく生きる”ことを真摯に認識し自らの誠意を込めた行動」などと決意表明をした後、川崎市職労の山田貴夫が外国人登録法や指紋押捺拒否の動きについて説明をしていた。支える会の代表には李仁夏がなった。[支える会(1984),p.37] このように、山田は第 44 回川崎市職労定期大会の前に川崎市職労の立場で結成集会に参加していたことになる。これは日立闘争以来の李仁夏らとの強い連携を示唆している。

李仁夏は支える会結成 2 周年を迎えて、次のように述べている。「支える会が在日韓国・朝鮮人と日本人市民有志により結成」されて 2 年となった。「法の基本は社会に秩序を与え、全ての人々が共に支え合って生きるようにすること」であるのに、外登法は外国人に対して登録証の常時携帯、指紋押捺、苛酷な罰則等を課すことによって「犯罪者をつくり出す仕組み」になっている。法体系が日本国憲法、国際人権規約等によって問われている。指紋押捺拒否は「非人間的であり差別的な法体系」への「抗議活動」であり、「当事者だけでなく、日本国民もこの不名誉な法を抜本的に改正するために闘わなくてはならない」。[同,p.1]

また、事務局長雨宮成根は支える会の 2 年間の歩みを次のように言っている。82 年 8 月 7 日に李相鎬が指紋押捺を拒否した後の 9 月 16 日に「李相鎬さんを支える結成集会」を持ち、「田島支所で長い間、外国人登録事務をしていた山田貴夫氏」に「登録制度の歴史及び登録の実態」について講演してもらった。また、日本キリスト教協議会青年協議会、在日韓国人問題研究所（RAIK）、社会福祉法人青丘社の名前で、川崎市長に要望書を提出した。その後、川崎区長、田島支所長に面会を求め、また、地域で署名活動を開始した。関東近辺で 7 名が指紋押捺を拒否しており、11 月 14 日に「外国人登録法の指紋押捺義務の廃止を求める関東集会」を持った。83 年には、川崎市議会や神奈川県議会に「請願運動」を開始した。支える会は民団、総連に何度も行き、連名よる請願を実現させようと努力した。また、県議会議長とも面会した。「支える会、市労連、民団、総連の 4 者による打ち合わせを数回重ね、6 月 30 日に、同書面連名は果たせなかったものの、4 団体による川崎市請願をするに至った」。7 月 17 日には、神奈川県下での指紋押捺拒否者であるキャサリン森川、李相鎬、辛仁夏を中心に「神奈川集会」を持った。84 年 2 月、支える会および市職労が川崎市民局長と面談を行い、局長から「告発はしない」という発言を得た。[同,pp.2-3]

支える会ニュース第 3 号（83 年 7 月 15 日）には、6 月 30 日の川崎市議会への請願にあたって、支える会は川崎市職労や川崎教会の支援を受けて来た。そして、「民団、総連の両民族団体も積極的に請願活動を展開し、とくに民団は、支える会、川崎教会との連署請願に応じてくれました。そして、総連は独自で請願することになりましたが、同日同時間にいっしょに市民グループ、宗教団体、労働組合がそろって提出することが出来ました。とくに、川崎市職労が、一方の当事者の立場として、独自に積極的な請願活動を行なったことは大きな意味があります」とある。[同,p.43]

これは指紋押捺制度などの問題点を各種団体が共有していたことが共同歩調を可能ならしめた一因であるとも考えられるが、川崎では、市民運動体である「支える会」が各種団体の共同歩調を促す調整機能の役割を担っていたことが特徴的である。

「資料集」に掲載されていた支える会らの要望書等を以下にまとめておく。

①川崎市長宛ての要望書

李相鎬が指紋押捺を拒否した次の日から川崎市長宛てに多くの要望書が出された。要望は李相鎬を告発しないこと、国（政府）に対して、指紋押捺義務と常時携帯義務の廃止を求める意見書の提出であり、次の要望書では共通している。[同,pp.8-11]

・82/8/8　要望者:在日大韓基督教川崎教会　信徒一同、代表役員　李仁夏

・82/8/9　要望者：社会福祉法人青丘社職員一同

・82/9/18　要望者：神奈川県高等学校教職員組合民族差別と人権問題小委員会

・82 年の月日を任意に書き込めて署名（連署）欄がある、支える会（住所は川崎教会と同じ）の市長及び川崎区長宛て要望書様式。

②外国人登録事務協議会宛て要望書

・83/2/4　神奈川県外国人登録事務協議会宛て要望書[同,p.12]。

要望者：支える会。

・83/2/4　外国人登録事務協議会全国連合会宛て要望書[同,p.13]。

要望者：民闘連代表　李仁夏.

③議会への請願

・83/6/30　神奈川県議会議長宛て請願[同,pp.16-17]

請願者：支える会代表李仁夏など

・83/6/30　（川崎）市議会宛て請願[同,pp.14-15]

請願者：資料集の「請願趣旨」には、手書きで「市議会に支える会と市職労と両民族団体と在日大韓キリスト教川崎教会が同日請願：文面は、うちと民団と教会」とのメモがある。「うち」とは本資料集の発行者「支える会」であると考えられる。

④首長への要望書

・83/7/初旬　神奈川県下各市町村宛て要望書[同,p.20]

要望者：李相鎬、支える会代表李仁夏など

・84/8/1　神奈川県長洲一二知事への要望書[同,p.22]

要望者：李相鎬、支える会など

⑤国への要望書

・83/8/30　法務大臣秦野章宛て要望書[同,p.21]

要望者：李相鎬、支える会代表李仁夏など

7．川崎市長の不告発宣言と李相鎬の逮捕

（1）新聞記事の検索

1980 年から 93 年まで、「指紋押捺」をキーワードに、『朝日新聞』の「聞蔵Ⅱ」を用いて、表 2 に示すように検索を行った。最初の記事が、姜博（倉敷市）が「罰金一万円の略式命令」を不服として正式裁判を請求した[820214A]というものである。検索の結果、85 年 2 月 23 日に川崎市長が指紋押捺拒否者に対して「告発せず」を宣言してから記事数が急増していた。次に件数が増加したのは 89 年であるが、その原因は「外国人の指紋押捺制度などを定めた外国人登録法が政令恩赦の柱である『大赦』の対象となる法律のひとつに確定」し、「恩赦による免訴」に関わる裁判と「恩赦を拒否したい」被告に関係した記事が増加したことによる（例えば、[890321A]）。90 年にさらに件数が増加した背景には、韓国との「在日韓国人の法的地位・待遇改善」（在日韓国人三世問題など）についての交渉に指紋押捺制度が関係していたためである（例えば、[900501A]）。なお、「聞蔵Ⅱ」は 84 年 8 月 1 日以降にそれまでの紙面の縮刷版（イメージデータ）に加えて、文字データで見られる「朝日新聞デジタル」が追加された。84 年 8 月 1 日以降の検索には「朝日新聞デジタル」を用いたため、「1980 年 1 月 1 日～1984 年 7 月 31 日」と「1984 年 8 月 1 日～1985 年 2 月 22 日」というように、便宜上 84 年 7 月 31 日までと 8 月 1 日以降とに分けた。

次に、川崎市を中心に、85 年 2 月 23 日から 12 月 31 日までの本稿と関係する記事を見ていくことにする。なお、朝日新聞以外の新聞と朝日新聞の川崎版は資料集である川崎地方自治研究センター(2004)に所収された記事を使用した。

表２.「指紋押捺」で検索した結果の記事数

期　間	記事数
80 年 1 月 1 日～84 年 7 月 31 日	48
84 年 8 月 1 日～85 年 2 月 22 日	48
（85 年 1 月 1 日～85 年 2 月 22 日）	(9)
85 年 2 月 23 日～85 年 12 月 31 日	263
86 年 1 月 1 日～86 年 12 月 31 日	113
87 年 1 月 1 日～87 年 12 月 31 日	77
88 年 1 月 1 日～88 年 12 月 31 日	80
89 年 1 月 1 日～89 年 12 月 31 日	143
90 年 1 月 1 日～90 年 12 月 31 日	227
91 年 1 月 1 日～91 年 12 月 31 日	89
92 年 1 月 1 日～92 年 12 月 31 日	70
93 年 1 月 1 日～93 年 12 月 31 日	47
計	1205 件

（2）新聞記事の内容

川崎市（伊藤三郎市長）は 85 年 2 月 23 日、指紋押捺拒否者を捜査機関に外国人登録法違反で告発しないことを決めた。「積極的に『告発せず』とした自治体は全国でも川崎市が初めてである」。臨港署は李相鎬が外国人登録法違反の 3 年の時効を迎えるため、同市に対して、自治体の立場を 23 日までに明確にするように打診していた。同市は警察から書類提出を求められれば、応じるという。一方、法務省は刑事訴訟法に基づき告発するのが公務員の義務であると述べた。[850223My] 告発義務については、市は「警察が捜査、送検すれば法の趣旨は生かされる」と解釈した。1 月 25 日、大阪府警生野署が全国で初めて、自治体の告発を待たずに拒否者を書類送検した。[850223Ay] 市が資料提供に応じることは「李への強制捜査の回避を配慮した」ものである[850223S]。

川崎市の「不告発」の決定は市長ら市三役のトップ会談で決定した[850224Y]。川崎市の市民局長秋山正一は今回の決定が刑事訴訟法に違反しているが、外国人登録法は自治体の告発義務を定めておらず、法の運用はもっと柔軟であるべきであると述べた[850224K]。

法務省は 3 月 1 日、指紋押捺拒否者を積極的に告発するよう市町村に求める通達を出す方針を決めた[850302A]。川崎市長は 7 日の定例川崎市議会で、公務員の告発義務については「法も規則も人間愛を越えるものではないとの判断に立った」と強調した。また、市民局長は「刑事訴訟法に規定はあるが、諸般の事情を総合勘案したうえで、行政の裁量余地が認められる」と答えた。自民党議員は「告発義務を怠っている」などと納得しなかった。[850308M]

法務省は外国人登録事務取扱要領で「直ちに所轄の警察署長に告発すること」としているとして、川崎市に厳重注意した[850309Y]。川崎市の市民課員は、指紋照合ができるわけがない。切り替えの場合、新旧の写真と記載事項の照合で確認している。横浜市も写真による確認のみ。法務省も 74 年から 82 年まで、新規登録を除いて、切り替え者の指紋原紙の保管を取りやめていたと疑問を呈した。[850309K] 奈良市長と町田市長が外国人の指紋押捺拒否者を「告発せず」と 3 月 13 日の各市議会で明らかにした[850314A]。川崎市は李相鎬の関係資料を任意捜査に応じる形で県警に提供した。これは市自身への強制捜査を回避するための“防衛”措置であった。県警では「必要な資料はそろった」とした[850315K]。

82 年 8 月 7 日、外国人登録証の更新手続きの際、登録証明書への指紋の押捺を拒否したため、外国人登録法 14 条違反（押捺拒否）の疑いで、85 年 5 月 8 日に李相鎬が臨港署に逮捕された。自治体の告発なしでの逮捕は初めてである。[850508Ay1] 10 日午前に李は送検され[850510Ay1]、その夜に釈放された[850511A2]。6 月 10 日、横浜地検が李を横浜地裁に起訴した[850610Ay]。

李相鎬の逮捕を受けて、長洲神奈川県知事は、国に対し、法改正を強く求めた。法務省入国管理局登録課長は違法の責任追及は当然であると述べた。[850508Ay2] 5 月 8 日に、韓国キリスト教会協議会と日本キリスト教協議会 [8] が共催で「人権と指紋押なつ制度シンポジウム」を東京で開いており、李の逮捕を知り、同シンポジウムとして法務省、警察に抗議することを決めた。また、同日夕の川崎市の抗議集会に参加する。[850508My] 市民グループ「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」は 8 日午後 6 時すぎから、川崎市労連会館で抗議集会を開き、約 350 人が参加した。集会の前に、李仁夏ら在日韓国・朝鮮人約 60 人が川崎臨港署を訪れて抗議文を手渡そうとしたが、機動隊員らに阻まれた。弁護士によると、李相鎬は逮捕に抗議してハンストを続けていた。[850509A] 社会党は、李相鎬逮捕について、国会での追及を構え[850510A]、釈放を国家公安委員長へ申し入れた[850510Ay2]。李の逮捕は韓国内で大きな反響を呼び、韓国内では反日感情が急速に膨れ上がる恐れが出てきた。学園デモなどに波及するのを恐れ、韓国政府は慎重な態度を取っていたが、10 日、日韓実務者会談の早期開催を求めた。9 日、韓日親善協会と韓日議員連盟は「身柄拘束解除」を求めた。また、国際人権擁護韓国連盟が中曽根首相へ抗議し、「100 万人の署名運動」を開始した。10 日のソウル新聞をはじめ、朝夕刊各紙が幅広く事件を伝えた[850511A1]。

日本政府は 5 月 14 日、外国人指紋押捺制度の政令改正（法務省通達）を決めた。これはこれまで指にインクをつけ台紙に当てて 180 度回す回転式だった指紋押捺方法を平面式に改めるものであり、7 月 1 日から実施となる。説得期間を超えても応じない場合、市町村に直ちに告発することを要請した。「同時に従来なら拒否してももらえた登録済証明書が今後は交付されなくなる。この登録済証明書は、在日外国人にとって日本人の戸籍謄本と住民票の写しを兼ねた重要な書類」。[850514Ay] 通達に対して、長洲知事は「法改正求める」と改めて表明し、川崎市長は「告発せず」を堅持するとした[850515M 川崎版]。朝鮮総連は法務省通達を非難し[850514Ay]、外国人登録法の抜本的改正を求めたが、指紋押捺拒否戦術はとらない方針であった[850621A]。一方、民団は「違法行為に当たる押捺拒否戦術を取らず、合法的な押捺を留保する戦術」を取ることを決めた[850531A]。6 月 7 日、町田市長が通達に従わないことを表明し[850607Ay]、また、上尾市長も「告発せず」と言明した[850609A]。一方で、熊本県議会が初めて外国人登録法の指紋押捺制度の厳守と押捺拒否者に対して厳しい態度を求める国に対する意見書を採択した[850622A]。川崎市は 6 月 28 日、通達に、政令の実施日である 7 月 1 日以降も従わないことを正式に決めた。事実上の「通達返上」で、国との間に強い対決姿勢を示した。川崎市は 7 月以降も押捺拒否者に対し、3 カ月の説得期間を置かず、その場で「不押捺」と記入した登録証を交付するとした。また、日本人の住民票の写しに当たる登録済証明書も従来通り交付し、通達が指示するような備考欄への「確認未了」「不押捺」などの記載はしない。不告発は今後も堅持する。法務省は「3 カ月の説得期間を置かずに直ちに交付する」は機関委任事務に属するもので、この点は厳しく指導するとした。[850629A] この川崎市の決定は法的な裏付けに自信を持っていた。84 年に法務省は「登録済証明書の交付は機関委任事務とは言えない」(5 月 17 日の衆院法務委)、「告発は機関委任事務ではなく、国が職務執行命令を出すことはできない」(6 月 30 日の参院法務委)と発言していた。[850630K]

国も機関委任事務について「訴訟抜き」の代執行を検討し始める[850702Yy, 850703A]とともに、法務省が指紋押捺“説得作戦”を開始することになり、神奈川県知事に協力要請した。知事は同省の考え方を神奈川県内の市町村に伝えると約束した。[850706A] 全国革新市長会（会長・伊藤川崎市長）は外登法改正要求と代執行制度見直し反対を決議した[850712A]。横浜市が法務省通達を受け入れ、告発は横浜市が県に相談して対応するとした[850717A2]。また都の指導によって都区部が法務省通達を受け入れ、告発は各区の判断とした[850717A1]。法務省は 16 日「指紋事務ＱアンドＡ」という小冊子を自治体に配布した。[850717A3] 17 日に全国市長会が指紋押捺の緩和措置を国に要望した[850718A]。23 日に大阪府の市長会も法務省通達順守に動いた[850724A]。ただし、7、8 月は自治体による告発が 1 件もなく、8 月末現在の押捺拒否・留保者総数は 6051 人、うち韓国・朝鮮籍が 99%の 6017 人、中国籍 21 人、米国 5 人、英国 2 人などで、実際の押捺拒否者 1691

人、押捺留保 4360 人であった[850901A]。9 月 28 日の日韓外相会談で韓国外相は民団に対して日本の法律を守るよう指導していることを明らかにした[850928A]。その結果、指紋押捺拒否が峠を越し[851001A]、民団は 10 月 11 日に「留保終結」を決定した[851012A]。

川崎市長が 10 月 15 日の議会で、法務省通達について押捺拒否者を告発せずとの方針は変わらないが、国との全面対決の姿勢を再検討する可能性を示唆した。これは民団の押捺留保運動終結を受けた発言であった。[851016T] そして、12 月 17 日、川崎市長は法務省通達と川崎市のやり方を併せた 2 通りの措置をとると表明した。同市によると「民団の一時的留保者に対しても、従来の即時交付のやり方だと、押捺拒否者と同じ扱いになり、『法違反』の記録が残る」からだと説明した。しかし、「外登証の交付は国の機関委任事務であり、国に逆らうと法的に不利」といった「政治的判断」が働いたと見られる。[851218A] 市職労内部には「もっと多くの自治体が後に続くと思っていたのに意外に少ないため、後退した」との声もある。しかし、もっと切実なのは、市の各部局では「『不告発』で川崎があまりにも有名になったため、国のどの省庁へ行っても、職員が『ああ、あの国に盾をついている市ですね』という皮肉を聞かされて帰ってくる」。「年度末にかけては、国との予算折衝の大事な時期。最近、大幅に交付税や国庫補助を減らされている革新市・川崎にとって、指紋認証問題の代償は高くつきかねない」。そのため、「国との対立イメージを少しでも和らげる必要」があったという。[851219A かわさき]

8．李相鎬の逮捕と川崎の指紋押捺拒否者を支える会

原千代子は次のように述べた。1985 年 2 月 23 日に伊藤市長が指紋押捺拒否者を「告発しない」方針を表明した時に、李相鎬にマスコミからひっきりなしに電話がかかった。84 年 11 月の李相鎬さんを支える会 2 周年の集いを契機に、支える会は新たな拒否者を加えて「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」（以下「川崎支える会」という）になった。その「集い」の前後から、高校生、青年、主婦などが指紋押捺を拒否するようになった。82 年以来、川崎市職労は「外登法改正と、拒否者を支援する運動を強力にすすめてきた。市職労本部を始め有志の自治体労働者自らが骨身をけずって支える会の運動を支持している」。[原千代子(1985)]

李相鎬の逮捕とその直後の状況が川崎支える会が編集した資料集[川崎支える会(1985)]に載っている。この資料集の最初に、李の逮捕前後に川崎で起こったことが 8 ページにわたって写真で示されている。最初は 85 年 5 月 10 日釈放後の記者会見の模様であり、李相鎬が子供を抱き、隣に川崎支える会の代表で川崎教会の李仁夏牧師が並んで共に笑っている。写真を順番に見て行くと、8 日の逮捕 5 分前に自転車を支えながら笑っている李相鎬、李が勾留された臨港署の前に並んだ機動隊、機動隊の前で拳を上げながら抗議する李仁夏らのデモ隊が写っている。次に、8 日に数百人が集まった川崎市労連会館での緊急集会の模様、集会で指紋押捺拒否宣言をする人たちが並んでいる姿がある[9]。9 日に田島支所において集団で指紋押捺を拒否する人たちが写っている。10 日夜に、釈放されて李仁夏が左腕抱えながら出て来る李相鎬の様子がある。11 日に労連会館で開らかれた全国緊急集会では、壇上に李相鎬、李仁夏などが並び、新美弁護士、川崎市職労林書記次長、大阪の朴愛子がそれぞれ演壇に立っていた。さらに、大阪から李敬宰、梁容子が駆けつけたとある。集会の前列にはマスコミと子供達が陣取っている。集会後の川崎市内のデモ行進ではチマチョゴリの女性たちが写っている。最後の写真が青丘社前の「指紋押捺制度反対」などと書かれた立看板である。この資料集の連絡先が「青丘社気付」となっていることからも、李相鎬が勤務していた青丘社がこの運動の一つの拠点になっていたことを示している。

李仁夏はこの資料集に「『外国人登録法』改正運動が問うもの」という手記を最初に載せている。そこには、李相鎬が「釈放されるまでの 3 日間、緊迫に満ちた、まるで嵐の吹き荒れるようなさまざまの出来事に巻き込まれた」。その間、「数百名の民族、世代、団体を越えての連帯のデモンストレーションに胸を熱く」し、また「内外から警察庁に寄せられた数百通の抗議電報は、母国、アジア、欧米の諸教会、諸団体、それに国内の市民団体、労組、教会、民族団体、個人に亘り、ほぼ、同数の励ましの電報や手紙が私共の支える会にも寄せられた」。「今回の逮捕事件は、3 年前から始まった運動を一気に盛り上げてしまった」と述べた。また、マスコミも協力的であった。さらに、李仁夏は川崎市長が「拒否者を告発しない」と宣言しただけでなく、5 月 14 日の法務省通達によらず「窓口業務は従前通り」としたことを評価し、「私共の闘いは地方自治を守る戦後民主

主義の根幹にふれる闘いという局面に転回している」と述べた。[同(1985),pp.1-3]

李相鎬はこの 3 日間を次のように言っている。8 日の午前 6 時頃に、川崎臨港署長の様子から逮捕が近いと感じた新聞記者が訪ねて来た。何も起こらなかったので、出勤のために自転車で家を出てすぐに先程の記者と会ったが、その先で逮捕された。臨港署の留置場は 5 つあり、その一つに李が一人で入れられていた。他の房は数人が入れられていた。このように、逮捕された時から丁重な対応であった。取り調べでは 4 月 10 日に警察庁長官宛てに出した質問書に「拒否の事実」を書いていたので、そのことだけ答えた。後は雑談をしていた。昼食にカツ丼が出て、お腹が減って食べたかったが、逆にそれを見て警察への抗議のために「ハンガーストライキ」を決断した。留置場では「支援者たちのシュプレヒコール」が聞こえて勇気づけられた。手錠は二日目からかけられ、写真と十指指紋を取られた。その日の夕刻前に妻と一歳の長男に会えた。三日目は横浜地検に移され、夕方の 5 時半まで取調べが続いた。一旦、警察に戻されてから、「断食のための健康診断」を受診に病院に行ったが異常はなかった。その直後、釈放された。アボジ（お父さん）や支援者たちは喜んで迎えてくれた。そして、李は「私のところにも、70 通をこえるきょうはく状、いやがらせの手紙、ハガキが舞い込んでいる」。「合法的にやっても受け入れられないこの状況の中で、政治的権利をもたぬ私たちにとってやれることは、良心的不服従としての拒否しかない。それゆえに、拒否者の若い世代は、自らの指紋拒否は、日本社会への、同世代の日本人へのラブコールだと言っているのである」と述べた。[同,pp.4-9]

次に新美隆弁護士 [10] は、「李相鎬指紋押捺拒否事件について」という手記で次のように述べている。李の逮捕は「広範な抗議運動を巻き起こすとともに、指紋押捺制度の不当性についての確信を一層強いものにした」。そして、「この 3 年間の指紋押捺問題をめぐる事態の発展は目まぐるしく急速である」。指紋押捺拒否者の「刑事裁判を見せしめ的制裁とは逆に、指紋制度の実態や問題性を明らかにする場にしてしまった」。当初は自治体も指紋押捺拒否者を警察に告発していたが、「指紋押捺制度についての自治体労働者の自覚的な活動などにより次第に、『説得中』との理由で告発を事実上留保するようになり、そして、本年 2 月 23 日の『告発せず』との川崎市長の発言に至った」。「川崎市長の見解は、外国人登録法の治安体系の一角を崩すことになる」。「李相鎬逮捕は、警察がいかに外国人の管理取締の手段としての指紋押捺制度等の維持に固執しているかを浮き彫りにするとともに、法務省の切り札とも言うべき 5.14 通達の先触れであった」。「制度の撤廃を具体的に進める役割が、李相鎬押捺拒否裁判に課せられていると思う」と述べた。[同,pp.9-11]

李を被告とする横浜地方裁判所第一回公判（85 年 10 月 8 日）の意見陳述書で、李は次のように述べている。81 年 10 月に姜博が指紋押捺を拒否したことが「この問題を身近に考えるきっかけ」となった。李のように日本で生まれ育った在日朝鮮人二世は「その歴史的経緯からして、いわゆる外国人とは明らかに違います」。「私たちの子供にも、そのまた子供にも、どれだけ税金をおさめようが、どれだけ日本社会を構成する一員として貢献しようが、屈辱的な帰化……をしないかぎり、ずっと、指紋を強要され、常時携帯を義務づけられるのです」。そして、終りに「私たちが悪法にしばられている状況の中で、人権が常におびやかされている以上、それを日本政府が率先してやるのであれば、私たちは自らの人権を守る上でも拒否をし闘っていくしかないのではないでしょうか」。「日本政府は同化政策をはやく改め、抜本的に在日外国人政策を考えなおすべきです。問われるべきは、拒否者ではなく、日本政府なのです」。[川崎支える会(1986),pp.5-22] このように、李相鎬は歴史的背景を持つ在日として、日本社会を構成する一員として、日本政府と闘う姿勢を示した。

以上のように李相鎬逮捕によって、指紋押捺制度に対する運動がさらに盛り上がって行った。それは国内だけでなく、韓国、世界から抗議の電報が来ており、国際的にも関心が高かった。

９．神奈川県の動き

神奈川県自治総合研究センターに設置された神奈川県および県内市町村の中堅・若手職員からなる研究チームが、1982 年 9 月から 83 年 8 月まで「国際化に対応した地域社会のあり方」のテーマのもとに調査研究を行って報告書を神奈川県知事に提出した[神奈川県自治総合研究センター(1984),pp.200-201]。報告書には、次のように書かれている。83 年 6 月末現在、神奈川県内に 43873 人の外国人が住み、そのうち 69%を韓国・朝鮮人が占め、中国人を含めると 83%になる。そこで、調査対象は「最も多い在住外国人であり、最も問題が先鋭に出ている韓国・朝鮮人に絞った」。そして、神奈川県外国人の人権を考える「内なる民際外交」に資するため

に提言を行った。[同,序] その一つに「外国人登録法に基づく指紋押なつ及び外国人登録証明書常時携帯の義務を撤廃するよう、積極的に国へ働きかけること」があった。特に、指紋押捺義務については県内 3 人、全国約 30 人の拒否者が出ており、85 年の登録証の大量切り替え時には、市区町村で大きな混乱が予想される。こうした混乱を避けるためにも登録事務の見直しと改善は緊急の問題となっている。また、国際人権規約 B 規約第七条の点から、指紋押捺制度および登録証常時携帯提示義務制度は即刻廃止すべきであるとした。[同,pp.159-163]

また次に、神奈川県内在住外国人実態調査[11]が実施された。これは、神奈川県が「内なる民際外交」を推進する観点から、県内在住外国人の生活実態調査について、神奈川県内在住外国人実態調査委員会に委託したものである。このような調査は戦後、地方自治体からの委嘱では全国的に初めてであり、「在住外国人の人権を尊重するという趣旨で行われえたことは、今までにない」という。[神奈川県内在住外国人実態調査委員会(1986),pp.ⅲ-ⅳ]

この調査報告の中に、「外国人登録証明書の常時携帯・提示義務」という項目があり、その内容は次の通りである。「登録証明書の提示を求められた経験の有無」では、サンプル総数 1028 人の内 52.3%（男性の内 73.1%、女性の内 30.8%／韓国・朝鮮人の内 54.2%、中国人・その他の内 42.2%）が「あり」と答えた。「提示を求められた時、持っていたか」については、60.4%（韓国・朝鮮人の内 58.8%、中国人・その他の内 70.6%）が「持っていた」と答えた。持っていなかった時は、「警察につれていかれて始末書を書かされた」が 47.2%と多く、「警察などで注意を受けた」が 16.5%、「その場で注意されただけ」が 14.2%、「起訴、罰金など有罪判決を受けた」が 11.8%となっており、男女別では女性の方がよりゆるやかな取り扱いを受け、中国国籍では有罪判決はゼロであった。そのため、「登録証明書の常時携帯・提示義務の重圧感は、韓国・朝鮮人の男性のところに集中的に表われているといってよかろう」とした。指紋押捺義務については、「予備調査の質問紙には入っていたが、あまりに多くの人々が否定的な回答であったので、項目数を減らすために割愛した」。しかし、自由に記入してもらう欄には 611 人が意見を述べたが、指紋押捺義務に 89 人が触れ、いずれも廃止要望とか不快感を訴えた。[同,pp.218 -221] そこで、委員会は「フリー・アンサーの項目においては、指紋押捺制度の撤廃、切替え制度撤廃等をふくむ外国人登録法関係の改善要望が数多く記されていた。このことを国に正しく伝えて改善を求めること」を提言とした。[同,p.240]

さて、市民運動体から県議会議長に請願（83 年 6 月 30 日）を行い、県知事に要望（84 年 8 月 1 日）を行ったことは 6 章に記載した。また、上記のように県で調査研究や実態調査がなされる中で、長洲神奈川県知事と県下自治体が連名で国に要望書を出している。一つは、神奈川県知事、横浜市長、川崎市長ほか 17 市長、葉山町長ほか 16 町長、清川村長の連名で法務大臣住栄作宛て「外国人登録法の改正に関する要望」（84 年 2 月 17 日）である。内容は 82 年の外国人登録法一部改正によって「確認申請期間の延長、登録証明書の携帯義務等の義務年齢の引上げ等」が行われたが、「基本的人権の保障及び法の下の平等等を定める日本国憲法」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等から「改善及び簡素化」を要するので、外国人登録法を改正し、指紋押捺義務と、登録証の常時携帯義務及び提示義務の廃止または改善を要望する、ということであった。

もう一つは、85 年 5 月 14 日の法務省通達の後、神奈川県知事、横浜市長、川崎市長ほか 17 市長、葉山町長ほか 16 町長、清川村長の連名で、内閣総理大臣中曽根康弘、外務大臣安倍晋太郎、法務大臣嶋崎均、自治大臣古屋亨宛てにそれぞれ出された「外国人登録法の早期改正に関する要望」（85 年 6 月 24 日）である。内容は 4 通とも同じで、「これまで数次にわたる改正が行われ、今回一部運用についての通達が出された」が、まだ「日本国憲法並びに国際人権規約等に照らし、改善及び簡素化を要する事項が残されている」とし、84 年 2 月 17 日付とまったく同じ内容を今回は「強く」要望した。

各市町村を指導する役割であった神奈川県知事[850701A,850706A]と、川崎市長ほか県下の首長はこのように外国人登録法の早期改正を要望していた。

１０．まとめ

1980 年代、特に 85 年までの外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動を川崎からの視点で見てきたが、その運動は 80 年代になって在日韓国・朝鮮人を中心とする少数の永住外国人による指紋押捺拒否から始

まった。それが指紋押捺拒否者を支援するという形の、「在日」として「地域社会に共に生き、不合理に対しては共に闘う」という市民運動に発展していった。また、朝鮮総連や民団も外国人登録法の抜本改正を目指すという方向性はそれらの市民運動とも共通していたが、それぞれ独自の運動を展開していた。85 年になって、朝鮮総連は指紋押捺拒否戦術をとらず、民団は指紋押捺留保戦術をとった。

82 年の外国人登録法改正を経た 85 年は登録証の大量切替の年であった。そのため、外国人登録法抜本改正の運動と相まって、指紋押捺拒否・留保者が急増することになった。朝日新聞の検索の結果、85 年 2 月 23 日から「指紋押捺」関連の新聞記事が急増していた。それは、指紋押捺を拒否した川崎に住む李相鎬の時効が迫る中、伊藤川崎市長が 2 月 23 日に指紋押捺拒否者の「不告発宣言」をしたことと、それに対して、5 月 8 日に李が初めて「告発なし」で逮捕された事件への国内外の反響が大きかったことが要因である。先行文献にもあるように、川崎市長の不告発宣言が全国の自治体に波及して行き、これら自治体と国との間に対立関係が生じた。85 年 5 月 14 日の法務省通達については、川崎市は当初従わない方針であった。国や都道府県による基礎自治体への説得もあり、自治体の大勢は遵守の方針に傾いた。川崎市も 12 月 17 日、二段構えで法務省通達を受け入れる決定をした。これは交付税や国庫補助などに不利になるとの「政治決断」であったと言われている。

川崎市長の出身母体である自治労は、先行していた西宮市職労、大阪市職、川崎市職労の動きを受け、82 年に外国人登録法の改正への取り組みを開始した。なお、こうした地方自治体の職員労働組合は外国人登録の事務担当者を抱えており、彼らは外国人登録における公権力の存在や指紋押捺制度の不合理性を訴えていた。自治労と大阪市職の取り組みから、単組（大阪市職）、自治労、総評、社会党、朝鮮総連の間の連帯が確認できた。先行文献も含め、これらを総合すると、川崎市職労・自治労出身で革新市長会長であった伊藤三郎が市長であったから、川崎市は「不告発宣言」を決断し、あるいは、決断できたと言えるだろう。

一方、川崎においては、李仁夏が園長であり、川崎で民族差別と闘う教育実践をすすめている青丘社・桜本保育園の主事であった姜博が 81 年に、姜の後任の李相鎬が 82 年にそれぞれ指紋押捺を拒否した。それは今後も日本で生活する我が子、同胞の子供たちの将来のためでもあった。そして、姜は岡山という地域で、李相鎬は川崎という地域で「共に闘う」ことになった。李仁夏が代表であった民闘連は 83 年になって、登録証常時携帯・指紋押捺義務は不合理であり、不合理に対しては共に闘うことが課題であると述べているが、二人はまさにこの課題を背負って闘っていた。本稿では、81 年に姜博が指紋押捺を拒否した時の状況と、82 年に李相鎬が指紋押捺を拒否して、85 年に逮捕された後までについて、川崎における指紋押捺拒否者の支援と外国人登録法の指紋押捺制度等の改廃運動を具体的に見てきた。特に、李相鎬の逮捕をきっかけに、抗議行動が起きて、指紋押捺を集団で拒否する人たちも現れた。そして、李相鎬は姜と同様に裁判で指紋押捺の不条理を問うことになり、新美弁護士の言う通り、制度の撤廃を具体的に進める役割が、李相鎬押捺拒否裁判に課せられることになった。

川崎の改廃運動には、川崎市長のやはり出身母体であった川崎市職労と、青丘社などが中心となった「支える会」との強い連携があった。これには本稿で多く名前が出てきた川崎市職労の山田貴夫の存在も大きい。山田は日立闘争の「朴君を囲む会」で一緒に闘った李仁夏や裵重度との関係が強く、山田を含めて、彼らは民闘連のメンバーであった。そこで、山田への聞き書き[12]を行うと、さらに具体的な知見が得られた。

第 44 回川崎市職労定期大会の「決議（案）」は山田自身が手書きで作成し、川崎区役所支部で了承を得た上で、大会前に川崎区役所支部代議員として川崎市職労本部に事前提出した。川崎区役所支部では執行委員をしており、代議員は 6 名から 7 名いた。市職労と民闘連・青丘社との間は、山田を通して指紋押捺問題から連携するようになった。山田は状況によって市職労か民闘連かの肩書を使い分けていた。例えば、定期大会前の 9 月 16 日の支える会結成大会では、川崎市職労の肩書で指紋押捺制度を説明した。日立闘争から民闘連と、山田は特に青丘社・川崎教会の李仁夏牧師や裵重度との関係が深く、李仁夏牧師が多忙であったので、主に裵重度と話をしていた。川崎市職労の深堀委員長は指紋押捺問題については、山田に任せることにし、委員長は報告を受けていた。市職労、支える会、総連、民団が市議会へ同日請願した件についても、市職労は山田が代表として交渉していた。他の自治体の職労は自治労の方針に忠実に従っていた。一方、川崎

では地域共同闘争の課題に向け、青丘社という民族差別撤廃運動の基盤があったため、職労にとっても青丘社と連携することは都合がよかった。「支える会」の代表は李仁夏であり、在日韓国・朝鮮人の有力者であった李を通して、民団、総連等とのつながりも確保できた。

これから、川崎市職労は山田貴夫の決議案提出によって「外国人登録法の指紋押捺制度廃止と告発の保留」を求める運動に着手し、山田が「支える会」と連携しながら、川崎市職労を代表して指紋押捺問題について活動していたことが分かる。この市民運動体である「支える会」は「外国人登録法の抜本的改正」を求める運動の担い手であるとともに、各種団体・運動体の調整機能を果たしていた。また、このことは外国人登録法の抜本的改正へ向けて、自治労の方針に沿って「総評・社会党・日朝国民会議による全国的な運動に最大結集する」としていた大阪市職とは違って、川崎市職労は「外国人登録法の抜本的改正」という目的を共有しながら、川崎独自の道を歩んだことになる。

神奈川県では、県内在住外国人実態調査等から指紋押捺制度および登録証常時携帯提示義務制度の改廃提言もあり、84 年と 85 年に、川崎市など県下の基礎自治体と連名で外国人登録法改正の要望書を国に提出することになった。

謝辞

本稿の執筆にあたり、フェリス女学院大学・法政大学非常勤講師山田貴夫氏、社会福祉法人青丘社裵重度理事長、川崎市ふれあい館、川崎市職労からは貴重な資料をご提供いただいた。山田貴夫氏には、気軽に相談に乗っていただき、また聞き書きにも応じていただいた。放送大学ガバナンス研究会ではご議論をいただいた。最後に、法政大学高柳俊男教授からは本稿作成において、貴重なご意見をいただいた。皆様に心から感謝申し上げる。

注

1）地方自治通信編集委員会編『地方自治通信』12（193）、地方自治センター、1985、pp.2-52。

2）伊藤市長の経歴：千葉県成田市生まれ。15 歳の時、川崎へ。早稲田高等工学校卒。51 年、技術吏員として川崎市役所勤務。川崎市労連委員長、自治労神奈川県本部委員長を経て、71 年に川崎市長。85 年 3 月当時、市長 4 期目、65 歳。82 年 7 月から全国革新市長会長。[850223My、850301Y、850305A、850712A]

3）17 年 2 月 28 日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫氏から聞き書き。

4）李仁夏：桜本保育園園長(74.2～96.3)、姜博：桜本保育園主事(78.4～81.9)、李相鎬：桜本保育園主事(81.10～89.3)[川崎教会歴史編纂委員会編(1997),p.311]。李相鎬：川崎教会執事(85～89 年度)[同,pp.265-267]。

5)『月刊自治研』(1984),p.83。拒否順 18 は「李仁夏」となっていたが、「辛仁夏」[神奈川新聞社社会部(1985),p.241][830728A]と見られるため、「辛仁夏」に修正した。

6) 17 年 3 月 14 日、川崎市ふれあい館にて山田貴夫氏から聞き書き。

7）創刊号だけ「李相鎬氏を支える会ニュース」、次号から「李相鎬さんを支える会ニュース」である。連絡先は青丘社気付とある。[支える会(1984),pp.37-52]以下「支える会ニュース」という。

8）李仁夏は 82 から 85 年まで日本キリスト教協議会議長を務めていた[在日コリアン辞典(2010),p.19]。

9）資料集に「拒否者の声」の頁があり、5 月 9 日拒否の 6 人、10 日の 2 人（1 人が雨宮成根）、11 日、15 日の各 1 人などが「声」を寄せていた[川崎支える会(1985),pp.23-28]。

10）今村嗣夫、新美隆、金敬得の 3 名の弁護士は李相鎬の横浜地裁第一回公判（85 年 10 月 8 日）で弁護人意見陳述を行っている[川崎支える会(1986)]。

11）神奈川県に在住する韓国・朝鮮人及び中国人で、84 年 9 月 1 日現在満 20 歳以上の男女から無作為抽出。調査員による質問紙を用いた訪問面接聴取法。調査実施期日 84 年 8 月 20 日～9 月 30 日。[神奈川県内在住外国人実態調査委員会(1986),pp.1-2]

12）17 年 4 月 24 日、川崎市ふれあい館にて。

参照文献・資料（新聞を除く）

李仁夏『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教団出版局、2006。
李相鎬さんを支える会『指紋押なつ拒否闘争～川崎から～「李相鎬さんを支える会」資料集』、1984。
大阪市職員労働組合「外国人登録法抜本改正をもとめる大阪市職集会『指さきからの反乱』基調報告」、1985。
加藤恵美『共生のまち・かわさき　外国人市民の権利保障の意味―川崎市・外国人施策の歴史と現在』川崎地方自治研究センター、2000。
神奈川県自治総合研究センター・研究部「国際化に対応した地域社会のあり方」研究チーム『神奈川の韓国・朝鮮人――自治体現場からの提言』公人社、1984。
神奈川県知事ほか「外国人登録法の改正に関する要望」、1984 年 2 月 17 日。
神奈川県知事ほか「外国人登録法の早期改正に関する要望」、1985 年 6 月 24 日。
神奈川県内在住外国人実態調査委員会金原左門／石田玲子／小沢有作／梶村秀樹／田中宏／三橋修『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人――神奈川県内在住外国人実態調査より』明石書店、1986。
神奈川新聞社社会部編著『日本の中の外国人――「人さし指の自由」を求めて』神奈川新聞社出版局、1985。
川崎教会歴史編纂委員会編『川崎教会 50 年史』在日大韓基督教会川崎教会、1997。
『川崎市職労』第 739 号、1982 年 12 月 25 日。
『川崎市職労』第 751 号、1983 年 7 月 10 日。
川崎市職労「第 44 回川崎市職労定期大会　外国人登録法の指紋押捺制度廃止等に向けての取組みについて―決議（案）」、1982 年 9 月 21 日、22 日。
川崎市編『川崎市史　通史編　4 上　現代行政・社会』川崎市、1997。
川崎地方自治研究センター『川崎市市民自治の実験　1971～2001　資料　伊藤・高橋市政　その２　－外国人市民の人権指紋押捺拒否者不告発－』、2004。
川崎の指紋押捺拒否者を支える会編『李相鎬指紋押捺拒否裁判第 1 回公判記録：共に生きる「日本人へのラブ・コール」』、1986。
川崎の指紋押捺拒否者を支える会編『資料集―「炎は烈火へ」共に生きるために～川崎・指紋押捺拒否の闘い』、1985。
姜博『外国人登録法指紋押捺拒否裁判資料 No.1――意見陳述書』、1982。
（連絡先：姜さんを支援する会、外国人登録法指紋押捺拒否裁判弁護団）
『月刊自治研』2(293)、1984。
『在日コリアン辞典』明石書店、2010。
徐正禹、李相鎬、李敬宰、大阪市職員労働組合「課題別講演Ⅷ-3 在日韓国・朝鮮人差別の現状と課題～指紋押捺制度撤廃のとりくみ～」『部落解放』臨時号(238)、1985、pp.254-270。
田中宏『在日外国人　新版』岩波書店、1995。
朴君を囲む会編『民族差別　日立就職差別糾弾』亜紀書房、1974。
原千代子「共に生きる社会の創造へ――川崎における指紋押捺制度完全撤廃の闘い」『新日本文学』6(453)、1985、pp.106-107。
水野直樹・文京洙『在日朝鮮人　歴史と現在』岩波書店、2015。
民族差別と闘う連絡協議会編『外国人登録法と指紋制度』、1983。
『民闘連ニュース』第 30 号、1980。
山田貴夫「市民同士の連帯を求めて」『世界』10(653)、1998、pp.91-94。
山田貴夫「地方自治体の外国人住民施策――川崎市を事例として」富坂キリスト教センター在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治――川崎と京都から考える』新幹社、2007、pp.35-81。

参照新聞記事

左側の数字とアルファベットは記事が掲載された新聞を表す。最初の数字が西暦の年月日、次の大文字のアルファベットが新聞社を示す（A：朝日、K：神奈川、M：毎日、S：サンケイ、T：東京、Y：読売）。さらに、大文字のアルファベットの次に小文字の〈y〉が有れば夕刊であり、無ければ朝刊である。例えば、850223My は 1985 年 2 月 23 日の毎日新聞夕刊を示す。

820214A「『外国人だけなぜ指紋』　拒否に罰金…不服と訴訟　倉敷の姜さん」
830728A「在日韓国女高生の再入国　押捺拒否で不許可　夏休み旅行に横浜入管」
850223Ay「川崎市、指紋押捺拒否者『告発せず』　外国人の人権重視」
850223My「指紋押なつ拒否　川崎市『告発せず』――自治体で初の方針――」
850223S「指紋押なつ拒否者を告発せず　川崎市が初の宣言　警察には資料提供」
850224K「在日外国人の指紋押なつ拒否　川崎市『告発せず』　人権守り法改正にらむ」
850224Y「伊藤三郎市長ら市三役のトップ会談で決定」
850301Y「『指紋押なつ拒否』告発せずの川崎市長　伊藤三郎さん」
850302A「『指紋押捺拒否者は告発を』　自治体へ法務省通達」
850305A「伊藤三郎さん『指紋押捺拒否者、告発せず』を決めた川崎市長（ひと）」
850308M「法も規則も人間愛を越えるものではない」
850309K「揺れる指紋押なつ　なぜ、必要なのか　川崎など自治体にも疑問の声」
850309Y「『指紋押捺』苦悩の自治体　在日外国人の窓口　現行法と板ばさみ」
850314A「外国人の指紋押捺拒否、町田市も『告発せず』」
850315K「指紋押なつ拒否　川崎市、無念の捜査協力　県警へ李さんの資料提供　厚かった法の壁」
850508Ay1「川崎臨港署、指紋押捺拒否で韓国人を逮捕　自治体告発なしでは初めて」
850508Ay2「指紋押捺の拒否で逮捕、『まさか』『不当だ』　支援者ら抗議集会計画」
850508My「『大変残念』と川崎市長　押なつ拒否者逮捕　支援者ら抗議決める」
850509A「指紋押捺拒否逮捕の釈放求め抗議集会　李主事はハンスト」
850510A「社会党、押捺拒否者逮捕の国会追及へ　近く担当機関を設置」
850510Ay1「李保育園主事を指紋押捺拒否容疑で送検　川崎臨港署」
850510Ay2「保育園主事の釈放申し入れ　『指紋押捺拒否』で社党」
850511A1「指紋押捺拒否の李氏逮捕、韓国内では署名運動　反日感情が強まる恐れ」
850511A2「指紋押捺拒否の李主事を釈放」
850514Ay「指紋押捺拒否者に制裁　法務省通達　登録証明出さず、説得期間３カ月後告発」
850515M 川崎版「指紋押なつ法務省改正　市『告発せず』は堅持」
850520A「指紋押捺、導入と改正の流れ　米配給不正で発足　改正のたびに緩和」
850531A「外人登録切り替え、“指紋押捺留保戦術”に　韓国居留民団が方針」
850607Ay「指紋押捺の法務省通達、町田市は従わず　市長『外国人の人権侵害』」
850609A「押捺拒否、上尾市長も『告発せず』　法務省通達で言明」
850610Ay「横浜地検、指紋押捺拒否の李主事を起訴」
850621A「在日本朝鮮人総連合会、外国人登録法の改正要望」
850622A「指紋押捺制度を守れ　熊本県議会、全国初の意見書」
850629A「指紋押捺の法務省通達、川崎市が返上決定　説得期間も置かず」
850630K「指紋押なつの川崎市決定　法的裏づけに自信」
850701A「指紋押捺新方式、きょうから実施　自治体は消極的」
850702Yy「委任事務『訴訟抜き』代執行　首相、具体化を指示」
850703A「地方への権限移譲、代執行の強化を検討へ　自治省」
850706A「法務省が指紋押捺“説得作戦”開始　神奈川県知事に協力要請」
850712A「全国革新市長会も外登法改正要求を決議」
850717A1「指紋押捺、都区部は『通達順守』方針　告発は各区で判断」
850717A2「指紋押捺の法務省通達、横浜市も受け入れ方針」
850717A3「指紋押捺、法務省が『Ｑ＆Ａ』　自治体へ小冊子配布」
850718A「全国市長会、指紋押捺の緩和措置など国に要望」

850724A「指紋押捺の法務省通達、大阪も順守の方向　市長会で決定へ」
850901A「指紋押捺拒否・留保やまず　４５都道府県で６千人　朝日新聞社調査」
850928A「指紋押捺、民団に法厳守を指導　韓国外相が安倍外相にＮＹ会談で表明」
851001A「指紋押捺拒否、峠越す　本社調査」
851012A「指紋押捺、韓国居留民団は留保終結　『意思表示目的果たした』」
851016T「指紋押なつ問題　通達見直したい　市長全面対決の姿勢崩す」
851218A「川崎市、指紋押捺問題で国に“譲歩”　法務省通達を併用」
851219A かわさき「なぜ、この時期に軌道修正　市の『指紋押捺』通達見直し」
890321A「１審破棄し免訴の判決　押捺拒否で東京高裁」
900501A「『指紋』在日３世から除外　日韓外相協議で大筋合意」